

○経済産業省告示第二十四号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

令和四年二月二十六日

経済産業大臣 萩生田光一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>二 輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係</p>	<p>二 輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係</p>

る承認を除く。以下「二号承認」という。)を
 受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物
 及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときと
 する。

第1 次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船
 積地域とする同表の右欄に掲げる貨物

地 域	貨 物		
	項目 番号	関税率表 の番号等	貨 物 名
[略]	[略]	[略]	全貨物
ウクライナ (クリミア 自治共和国 、セヴァス トープオリ特			

る承認を除く。以下「二号承認」という。)を
 受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物
 及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときと
 する。

第1 次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船
 積地域とする同表の右欄に掲げる貨物

地 域	貨 物		
	項目 番号	関税率表 の番号等	貨 物 名
[略]	[略]	[略]	全貨物
ウクライナ (クリミア 自治共和国 又はセヴァ ストープオリ			

<p>別市、「ド ネツク人民 共和国」(自称)又は 「ルハンス ク人民共和 国」(自称)を原産地 とする場合 に限る。)</p>					<p>特別市を原 産地とする 場合に限る 。)</p>			
<p>第2 [略]</p>				<p>第2 [略]</p>				
<p>備考 表中の「」は注記である。</p>								

附 則

この告示は、公布の日から施行する。